

令和7年3月

組合員各位

岐阜県市町村職員共済組合

平素は、当組合の業務運営にご協力いただきありがとうございます。

被扶養者の卒業・就職・進学等の異動時期に伴い、資格調査を行います。対象者にかかる4月以降の状況を区分1～7の中から選択し、「被扶養者申告書」の該当欄を【記入例】を参考にもれなく記入し、【必要書類一覧表】の該当書類を添付のうえ、所属所の共済組合事務担当課まで提出してください。

【18歳以上の子の認定取扱い概要】

18歳以上の子は、通常稼働能力がありますので被扶養者として認められませんが、大学等へ進学された場合、病気等のため就労できない場合、進学浪人及び求職活動中の場合に限り、被扶養者として引き継ぎ認定することができます。

ただし、求職活動中でも取消になるケース、求職活動中とは認められないケースもあります。

被扶養者申告書【記入例】

(1)～(6)の順に記入し、【必要書類一覧表】の該当書類を添付してください。

学生調査用		被扶養者 (1)	生書→(引続)・(取消)	年月日現在
組合員各位		(必ず該当する申告に〇を付けてください)		
この春、卒業が見込まれる被扶養者（18歳以上の学生）について、資格調査を行いますので、下記調査該当被扶養者の4月以降の状況を右の区分から選び、太枠内に必要事項を漏れなく記入し、必要書類を添えて期限までに共済組合事務担当課に提出してください。		岐阜県市町村職員共済組合 お詫びコード		
この申告書にて知り得た個人情報については、扶養認定の審査に限り使用するものです。期限までに提出がありませんと、扶養を取り消すことになりますのでご注意ください。（□欄に記入しないでください。）				
組合員証番号 3456 住 所 岐阜県 岐阜市〇〇〇		年月日現在		
氏名 共済 太郎		調査該当被扶養者		
氏名 生年月日 続柄 年齢		年月日現在		
組合員 年月日 本人		年月日現在		
① 共済 一郎 00年00月00日 長男 22		② 共済 二郎 00年00月00日 次男 18		
③ 共済 花子 00年00月00日 長女 20		④ 共済 三郎 00年00月00日 次男 16		
下記は、区分2・3・4・5・6に該当する者について必ず記入してください。 「引き継ぎ扶養しなければならない理由」				
組合員の収入により生計している状況・求職活動・勉学・日常生活・就労状況及び今後の予定を詳しく記入してください。				
例) 共済 一郎は4月から通信制の大学に入学しました。勉学に専念するため、無収入であり、私が扶養しています。				
例) 共済 花子は3月に専門学校を卒業しましたが、就職できなかったため、求職活動中です。アルバイトをしています。給与は月5万円程度であり、求職活動に力をいれています。				
例) 共済 二郎は、組合員の援助を必要とします。				
「引継ぎ」申告の場合、扶養手当の「有・無」と「黒」の場合は理由を記入し、給料担当者が印押してください。				
岐阜県市町村職員共済組合理事長様 令和〇〇年〇〇月〇〇日 申告者氏名 共済 太郎 申請書の記載事項に誤りがないことを確認しました。 令和〇〇年〇〇月〇〇日				
決裁年月日 課長 種類 入刀 処理年月日 共済組合受付				
(5) (6)				

【記入例の項番説明（注意点）】

- (1) 「引続」 または 「取消」に○をつけてください。
- (2) 4月以降の状況を申告書中の区分 1～7の中から選択し、○をつけ、必要事項を記入してください。
- 1 進学（ただし2を除く）
2 定時制・通信制
3 留学
区分 ⇒ 4 進学浪人（在宅） ※予備校に在学の場合は「1」
5 就職浪人
6 就労不能
7 就職等・その他
- (3) 収入について、4月以降発生する収入について記入してください。
今回は、添付書類は必要ありませんが、上記の「区分1 進学」以外の方については、半年～1年後に再度調査を実施しますので、その際に「給料明細書の写」・「給料収入に係る年間収入推計額明細書」等をご提出いただきます。
- (4) 「同居・別居」は次のように記入してください。
住民票の住所ではなく、実際の居住地が組合員と「同居か別居か」について記入してください。
以下は【実際の居住地が組合員と「別居」の場合】のみ、記入してください。
↓
住民票を別居先の居住地に移している場合、住所欄にその住所を記入してください。
住民票が組合員と同じ場合、住所欄は記入しないでください。
↓
援助額を記入してください。
認定が引続となる最低援助額は、被扶養者1人につき、毎月4万円としています。
今回は、添付書類は必要ありませんが、上記の「区分1 進学」以外の方については、半年～1年後に再度調査を実施しますので、その際に「毎月の援助額が分かる書類」をご提出いただきます。
- <金銭援助額が分かる書類>
- 【送 金 の 場 合】・・・送金者名義人、送金先名義人および送金額の分かる通帳や振込明細書の写し
- 【手 渡 し の 場 合】・・・手渡しする現金を口座から引き出したことが分かる組合員名義の預金通帳の写し
- ・ 援助月額が最低援助額未満である場合、取消となります。
・ 毎月援助していることが必要であるため、数ヶ月分を一括で援助することは、認められません。
- (5) 引続申告の場合、引続き扶養しなければならない理由について、必ず記入してください。
上記の「区分1 進学」の方は記入不要です。
- (6) 必ず組合員が署名してください。

【提出期限】

共済組合事務担当課に指定された期限までに必ず提出してください。

【引続申告の場合】

大学等へ進学された子、病気等のため就労できない子、進学浪人及び求職活動中の子は、被扶養者として引続き認定することができます。

【引続の場合の必要書類一覧表】

区分	必要書類
1.進学	●大学院・大学・短期大学等 ●各種専門学校等 (予備校を含む) ●留年等 ◎令和7年度在学証明書(原本) 〔令和7年4月以降に発行されたもの〕 ・学生証の写し、合格通知書、入学許可書などは「不可」です。
2.定時制・通信制	●定時制・通信制・ 夜間課程・通信課程等 ◎令和7年度在学証明書(原本) 〔令和7年4月以降に発行されたもの〕 ・学生証の写し、合格通知書、入学許可書などは「不可」です。 ・「引続き扶養しなければならない理由」の欄に組合員の収入で生計している状況、就労状況、就労しない(できない)理由等を記入してください。
3.留学	●海外の学校へ留学 (※近日中に留学予定の方も含む。) ◎留学証明書等(原本) 〔学校名・所在地・留学期間等が記載されたもの〕 ◎留学証明書等の日本語翻訳文 〔翻訳者の署名があるもの〕 ・「引続き扶養しなければならない理由」の欄に組合員の収入で生計している状況、留学期間、留学先等及び今後の予定を記入してください。 ・入学時期が10月等の場合は、今回調査では入学時期と留学先を申告してください。入学時期にあわせて再度調査いたしますので、上記の書類についてはその際に添付してください。
4.進学浪人	●予備校に通わない方 (※予備校に通われる方は、「1. 進学」となります。) ◎添付書類は不要です。 ・「引続き扶養しなければならない理由」の欄に組合員の収入で生計している状況や進学に向けた勉学の状況を記入してください。
5.就職浪人	●求職中の方 ◎添付書類は不要です。 ・「引続き扶養しなければならない理由」の欄に組合員の収入で生計している状況、求職活動、就労状況等及び今後の予定を記入してください。
6.就労不能	●病気・心身障がい等 ◎障がい年金支払通知書の写(最新の額がわかるもの) または ◎医師の診断書(原本) または ◎身体障がい者手帳の写 〔障害年金を受給中の場合は「障害年金支払通知書の写」必須。〕 ・「引続き扶養しなければならない理由」の欄に組合員の収入で生計している状況等を記入してください。

収入のある場合 ⇒ 今回は、添付書類は不要です。 ⇒

「区分2~6」の該当者は、半年~1年内に再調査を行いますので、その際に「給料明細書の写」・「給与収入に係る年間収入推計明細書」等をご提出いただきます。

別居の場合 ⇒ 今回は、添付書類は不要です。 ⇒

「区分2~6」の該当者は、半年~1年内に再調査を行いますので、その際に「毎月の援助額がわかる書類」をご提出いただきます。

【取消申告の場合】

【取消の場合の必要書類一覧表】

区分	必要書類
7.就職等・その他	<ul style="list-style-type: none">●社会保険に加入した方●就職した方 (社会保険の加入無しでも取消)●月額限度額(108,334円)以上の収入が見込まれる方 <p>◎就職日の記載されているもの 〔就職先の資格情報通知書、就職証明書、内定通知書等の写〕</p> <p>◎「組合員被扶養者証」「資格確認書」(保有している場合は必須)</p> <p>取消日は資格取得年月日、就職日などです。</p>
	<ul style="list-style-type: none">●「フリーター」「家事手伝い」等、就労能力はあるが求職活動をしていない方●扶養の実態が無い方 <p>◎「組合員被扶養者証」「資格確認書」(保有している場合は必須)</p> <p>令和6年度学生であった方は、取消日は令和7年4月1日となります。 ただし、以前から就労しており、その収入が限度額(月額108,334円)以上であった場合は、就労開始日または月額が限度額を超えていた月まで遡って取消となります。</p>

扶養取消の届出が遅れると、遡及取消になり医療費を返還していただくことがあります。
遡及取消となることのないよう速やかに扶養取消の手続きをしてください。

注意事項

資格調査において「引続」として継続認定された場合でも、その後の状況により、就職したとき以外(※)でも「取消」の手続きをしていただくことがありますのでご注意ください。
(※上記のほか、学校を休学・退学した、病気が軽症となった、進学をやめた、求職活動をしなくなった、結婚したため扶養の実態がなくなったなど。)

求職活動中の子について、次の事項に該当するときは、被扶養者の資格が「取消」になります。

- ① アルバイト収入等が、月額収入限度額108,334円以上見込まれるとき。
- ② 正式採用を目的とするアルバイト等(見習い・修業中など)の試用期間。

【補足】・収入金額に関わらず就職したものとみなします。

- ③ フリーター、ニート、家事手伝い等で就職する意思がないとき。
- ④ 別居で援助(仕送り)していないとき。

当組合の判断により、求職活動中として認めることができないことがあります。

- ① 客観的に見て、希望先への就職が非常に困難な職をめざす者。
- ② プロになると自立できる収入をすぐに得られることが、明らかでない職をめざす者。

【補足】・企業への就職をせず、収入が不安定なフリーランスをめざしているなど。

・当分の間、副業しないと自立できないような職。